

秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 竹内 睦夫

秋田県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣（第157条）
第8章 補則（第158条）」 を

「第7章 協議又は調整を行うための場（第157条）
第8章 議員の派遣（第158条） に改める。
第9章 補則（第159条）」

第8章中第158条を第159条とし、同章を第9章とする。

第157条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第7章中同条を第158条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場
（協議又は調整を行うための場）

第157条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、期間及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第157条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議員全員による協議、調整、研修等	全議員	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。